

食事療養・生活療養の内容及び費用に関する事項

当院では「入院時食事療養(I)」「入院時生活療養(I)」の届出を行っております。

I、食事療養

主治医の指示のもと、患者さまの状態に合わせ管理栄養士によって管理された食事を適時（朝 7:40、昼 12:00、夕 18:00）、適温で提供しております。

【食事療養の標準負担額（患者様負担分）】

所得区分		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
70歳未満	70歳以上		
区分 ア	現役並み Ⅲ	1食につき490円	1食につき510円
区分 イ	現役並み Ⅱ		
区分 ウ	現役並み Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得 Ⅱ、長期該当※1	1食につき180円	1食につき190円
	低所得 Ⅰ（医療区分1）	1食につき110円（140円）	変更なし
指定難病・小児慢性特定疾患患者		1食につき280円	1食につき300円

※1 入院が90日を超える場合。申請が必要ですので市町村担当窓口へお問い合わせください。

II、生活療養（療養病棟のみ）

【生活療養の標準負担額（患者様負担分）】

居住費（光熱費） 1日あたり	65歳以上	65歳未満
一般	370円	0円
低所得 Ⅱ	370円	0円
低所得 Ⅰ	370円	0円
指定難病患者	0円	0円